

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 昭和会
主たる事務所の所在地	〒850-0911 長崎市東山手町6番51号
代表者（職名・氏名）	理事長 今村 由紀夫
電 話 番 号	095-827-0181

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	医療法人昭和会昭和会病院 指定訪問介護事業所	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）	
事 業 所 の 所 在 地	〒850-0918 長崎市大浦町10番40号	
電 話 番 号	095-824-0283	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定	4270101100
管 理 者 の 氏 名	徳永 武文	
通常の事業の実施地域	長崎市（旧高島町、旧伊王島町、旧外海町、旧琴海町は除く） 長与町、時津町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助, 就寝介助, 排泄介助, 身体整容, 食事介助, 更衣介助, 清拭（せいしき）, 入浴介助, 体位交換, 服薬介助, 通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理, 洗濯, 掃除, 買い物, 薬の受取り, 衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日 (日曜・祝日、12月31日～1月3日は休業)
営業時間	8:45～17:30

6. 事業所の職員体制

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	徳永 武文	1
サービス提供責任者の氏名	松本由美子 前田貴央 諸山椋 徳永武文 大亀隼人 安谷京子 吉本春奈	7
事務職員		1
訪問介護員(常勤)	夏井裕美子	1
訪問介護員(非常勤)	介護福祉士・基礎研修・初任者研修修了者	29名

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

第 1 号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】 身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス (独自)Ⅰ (1月につき)	週1回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	12,006円	1,201円	2,402円	3,602円
訪問型サービス (独自)Ⅱ (1月につき)	週2回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,983円	2,399円	4,797円	7,195円
訪問型サービス (独自)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	38,052円	3,806円	7,611円	11,416円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防訪問介護の金額に相当する金額であり、介護予防訪問介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

1. +

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,042円	205円	409円	613円
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)ロ※	当該加算の算定要件を満たす場合	28.7%			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) キャンセル料

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、領収書を発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は直後の平日）に、引き落としとなります。
集 金	サービスを利用した月の翌月、担当者が集金にお伺いし、利用料徴収後、領収書を発行いたします。

8. 衛生管理等

- (1)訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	(続柄)

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び長崎市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 身体拘束

当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

12. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に対する担当者（徳永武文）を選定してします。
- (2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3)虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

13. 業務継続計画（BCP）の策定等について

- (1)感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、非常時での体制で早期の業務再開を図るために、BCP委員会を設置し、指針・要綱に基づき、必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. ハラスメントについて

- (1) 当事業所は、適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動
又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従
業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (2) 利用者又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害
するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。
具体的には次のような行為等が該当することがあります。
- ・大声での叱責や威圧的な言動
 - ・人格を否定する発言や差別的な言動
 - ・業務の範囲を超えた過度な要求
 - ・合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
 - ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム
- (3) これらの行為が認められた場合には、複数名での対応やサービス提供方法の見直し、契約解
除も含めてご相談させていただく場合があります。尚、介護サービスに関する正当なご意見・ご
要望につきましては誠意を持って対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

15. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	095-824-0283
	担 当	徳永 武文
	苦情受付時間	事業所の営業日及び営業時間に同じ

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長崎市役所高齢者すこやか支援課	電話 095-829-1146
	長崎県国民健康保険団体連合会	電話 095-826-1599

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめ
ご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担
当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	長崎市大浦町 10 番 40 号
	事業者名	長崎市指定 事業者番号 4270101100 医療法人昭和会昭和会病院 指定訪問介護事業所
	代表者氏名	今村 由紀夫 印

私は、事業者より重要事項について説明を受け、その内容に基づいて同意いたします。

契約締結日 年 月 日

契約者

利用者 住所
氏 名

私は本人(利用者)に代わり、上記記名を行いました。私は本人(利用者)の契約意思を確認しました。

代理人

住所
本人との続柄
氏 名